

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300022051**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券
にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、
後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、
自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー
生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡
させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な
保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った
生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと
三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、
保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客
さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承
諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生
命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の
場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連
絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ
「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、
そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社と
する生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度
ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との
他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込み
いただけない場合があります。

この保険の正式名称は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>



M2608001 2026.05 NRFG MSPL-2605-A-0051-00

三井住友海上プライマリー生命の年金保険

しんきんらいふ 年金MSP

みのり 充実

新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」
として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただき
ますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～

契約概要 P19～

注意喚起情報 P37～

Web版「ご契約のしおり・約款」
のご案内

裏表紙

商品のポイント
説明はこちら



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この街と生きていく

個人年金保険のお申込みは当金庫へ

SHINKIN 信用金庫

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

- 1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
- 2.当保険は、預金と異なり元本の保証はありません。

「みのり充実」は、年金原資をふやすためのしみを 2つのコースからお選びいただける年金保険です。



もしもの時に、家族にのこすお金は減らしたくないわ。
それに、ふえることが契約時にわかると安心ね。



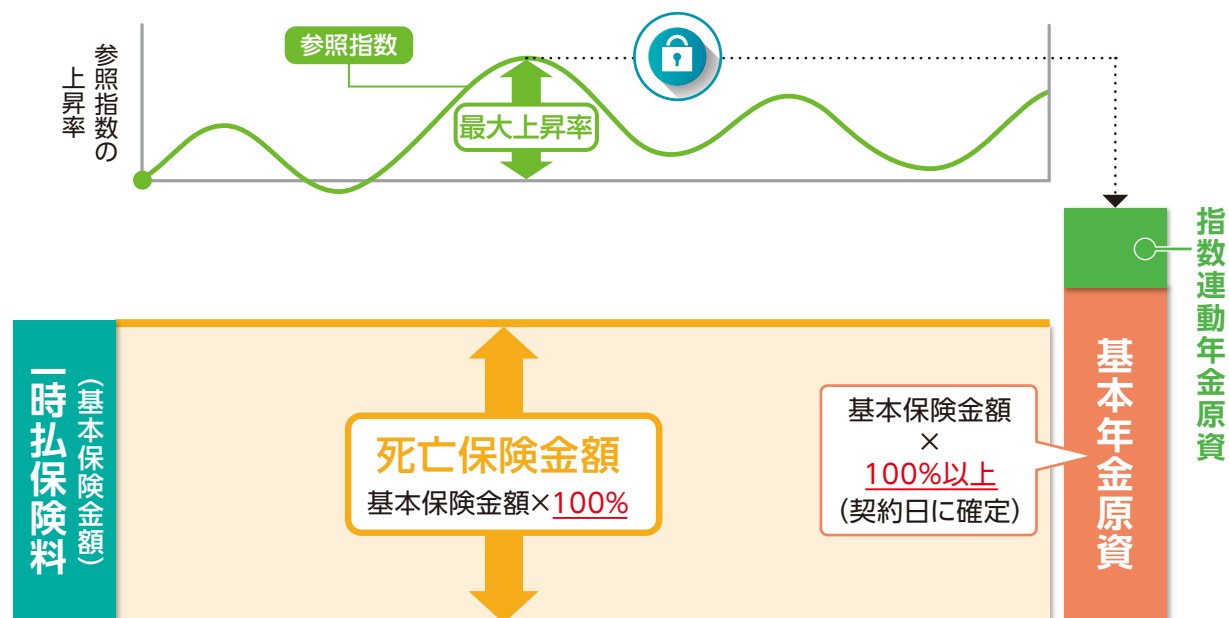
自分のためにつかうお金だから、ふやすしくみをしっかり活かして運用をたのしみたいなあ。

死亡保障100% コース

契約年齢
0歳～

一時払保険料と同額の死亡保険金額を保証し、
契約時に一時払保険料以上の基本年金原資が確定します

イメージ図



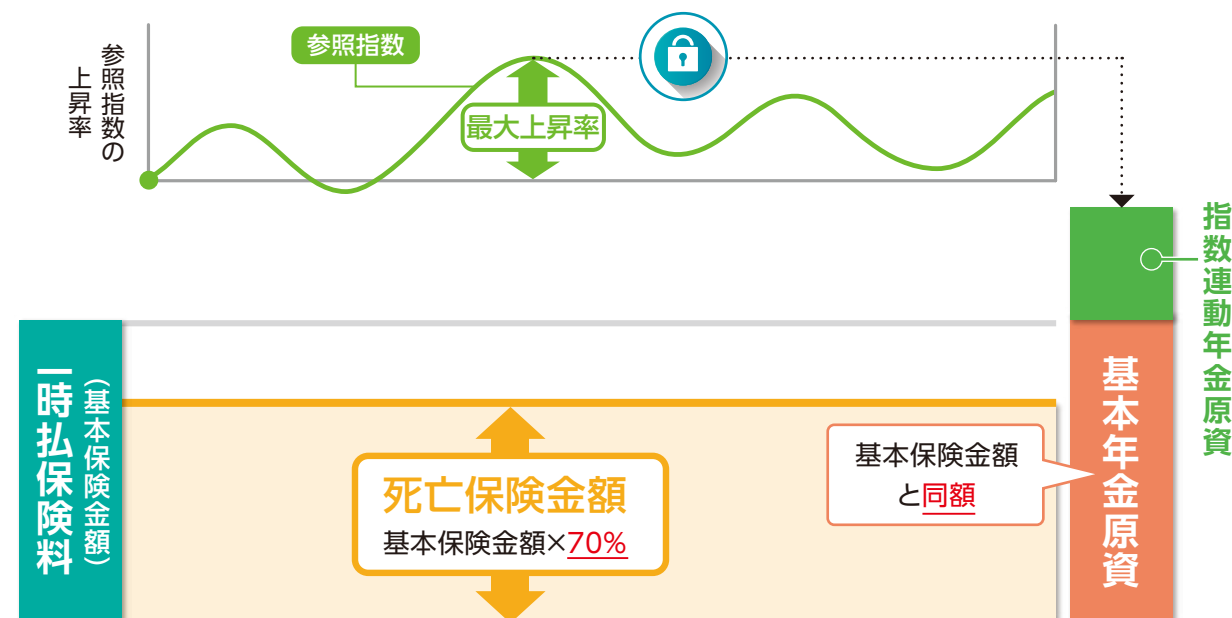
詳しくは P3～4

死亡保障70% コース

契約年齢
50歳～

死亡保険金額等を抑えることで、
据置期間満了時に運用結果をより大きく反映します

イメージ図



詳しくは P5～6

ご契約後は、別のコースに変更することはできません。

死亡保障100% コース

契約年齢 0歳～

据置期間中の死亡保障や、契約時に確定する金額を重視されるお客さまへ



商品の特長



一度上昇した **最大上昇率** は、**参照指数** が下落しても **下がりにません**。



最大上昇率 は、基準日*¹以後 **0.01%単位で毎営業日判定** を行うため、**タイミングを逃しません**。

最大上昇率について 詳しくはP9へ

*1 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。



コースのポイント



据置期間中の **死亡保険金額** は、**基本保険金額の100%*²**が保証されます。

基本年金原資 は、**契約通貨建てで一時払保険料以上**となります。

*2 死亡保険金額は、基本保険金額の100%で固定され、据置期間満了日まで継続します。

イメージ図

上昇率の判定は0.01%単位で毎営業日行います。



基準日の値を一度でも上回れば、指数連動年金原資を上乗せします。

参照指数の上昇率

基準日の参照指数

参照指数

最大上昇率



基本保険金額 × 最大上昇率 × 連動率
詳しくはP9へ

契約時に年金原資が契約通貨建てで一時払保険料以上の金額で確定し、さらに上乗せが期待できるのは嬉しいですね!



死亡保障率
100%

年金原資保証率
100%以上

契約初期費用はありません。

契約通貨



米ドル



円

据置期間

3年

5年

10年

一時払保険料
(基本保険金額)

死亡保険金額

基本保険金額×100%

詳しくはP16へ

解約払戻金額

死亡保険金額が上限

基本保険金額 × 100%以上
詳しくはP9へ



指数連動年金原資
基本年金原資

年金原資

年金原資は **基本年金原資** と **指数連動年金原資** の合計となります。

詳しくはP9へ

年金での受取

または

一括での受取

※継続プランを選択することもできます。

詳しくはP11～12へ

※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

契約日

据置期間

据置期間満了日(年金支払開始日前日)

ご注意ください

- 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、**据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません**。
- 据置期間中に**参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみ**となります。

- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、契約通貨が外貨の場合の為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります**。

詳しくはP37～39へ

商品パンフレット

死亡保障70% コース

契約年齢 50歳～

据置期間中の死亡保障を抑え、より大きな運用成果を期待したいお客さまへ



商品の特徴



一度上昇した **最大上昇率** は、**参照指数** が下落しても **下がりにません**。



最大上昇率 は、基準日*以後 **0.01%単位で毎営業日判定** を行うため、**タイミングを逃しません**。

最大上昇率について 詳しくはP9へ

* 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。



コースのポイント



死亡保険金額や解約払戻金額は基本保険金額の70%、**基本年金原資** は、基本保険金額と同額に抑制します。

これにより死亡保障100%コースと比べ、**指数連動年金原資** に**運用結果が大きく反映されます**。

イメージ図

上昇率の判定は0.01%単位で毎営業日行います。



基準日の値を一度でも上回れば、指数連動年金原資を上乗せします。

参照指数の上昇率

基準日の参照指数

参照指数

最大上昇率



基本保険金額 × 最大上昇率 × 連動率
詳しくはP9へ



指数連動年金原資

年金原資

基本年金原資

年金原資は **基本年金原資** と **指数連動年金原資** の合計となります。

詳しくはP9へ

年金での受取

または

一括での受取

※継続プランを選択することもできます。

詳しくはP11～12へ

死亡保障率	年金原資保証率
70%	100%

契約初期費用、解約控除、市場調整はありません。

契約通貨	据置期間
米ドル 	3年
円 	5年
	10年



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

契約日

据置期間

据置期間満了日(年金支払開始日前日)

ご注意ください

- 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、**据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません**。
- 死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に70%を乗じた額のため、**一時払保険料を下回ります**。
- 据置期間中に**参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります**。
- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、契約通貨が外貨の場合、**為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります**。

詳しくはP37～39へ

商品パンフレット

参照指数について

参照指数と指数スポンサー

- 上昇率の算出に用いる「参照指数」は、契約通貨に応じて、下記のとおりとなります。

契約通貨	米ドル	円
参照指数	フィデリティSGM戦略指数I (米ドル)	フィデリティSGM戦略指数I (日本円)
指数スポンサー	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー	
指数助言会社	フィデリティ・インターナショナル	

※SGMは、システムティック・グローバル・マクロの略です。

参照指数の特徴

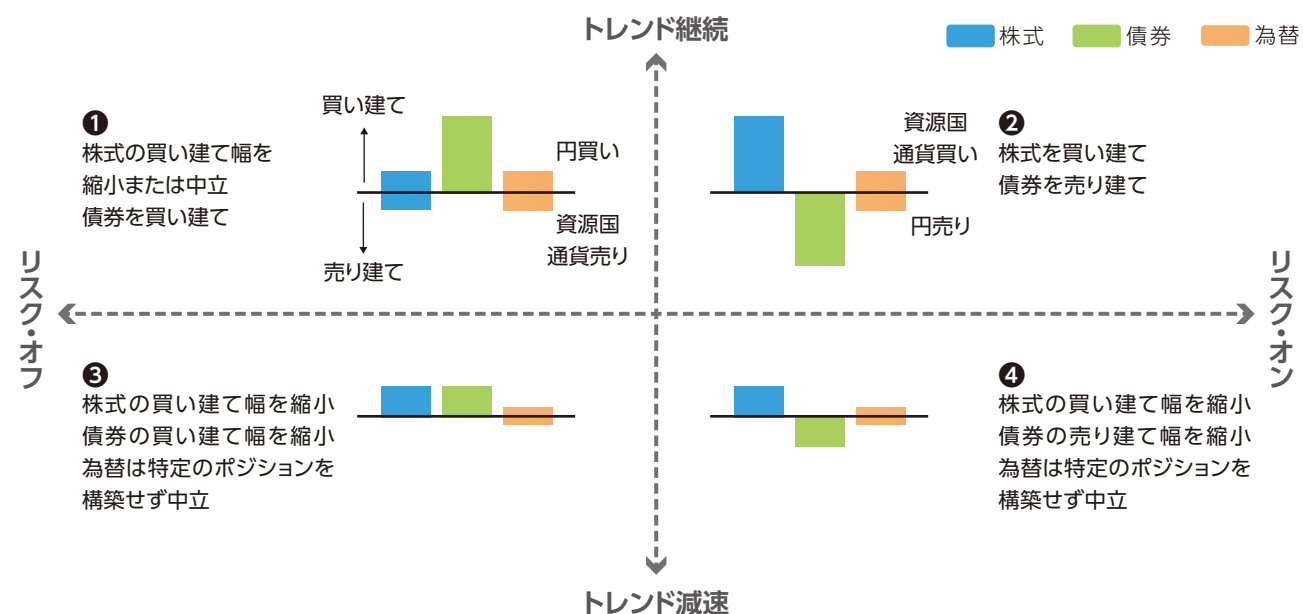
- 参照指数は、世界株式・世界債券・為替の幅広い資産種類を投資対象とし、指数助言会社による各構成要素資産の配分比率の助言をベースとして、指数スポンサーが所定のルールに基づきリスク・コントロールを行った投資戦略の運用成果を示す指数です。

資産配分の見直し

- ・ 指数助言会社の特徴の異なる複数の定量モデルを活用し、株式・債券・為替など、合計15の構成要素資産の配分比率を決定します。
- ・ 資産配分にあたっては、債券売り建ての活用等により市場の下落局面でも収益機会を追求する運用を目指します。
- ・ 指数助言会社は市場の変化に対応するため、配分比率を決定する運用手法の見直しを適宜行います。

リスク・コントロール

- ・ 決定された配分比率をもとに、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（指数スポンサー）が各構成要素資産のポジション（資産バスケット）を構築します。
- ・ 資産バスケットの価格変動リスクが均等になるように、日次で投資割合を増減させ、運用リターンの安定性を高めることを目指します。

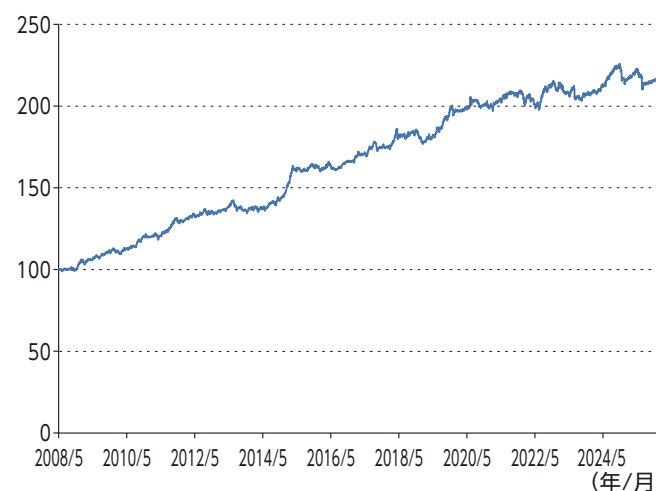


参照指数のシミュレーション

- 参照指数の推移 (2008年5月8日を100として算出)

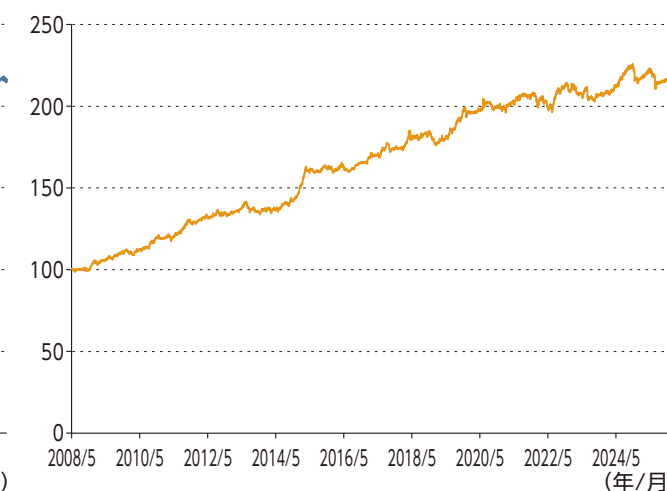
契約通貨：米ドル

フィデリティSGM戦略指数I (米ドル)

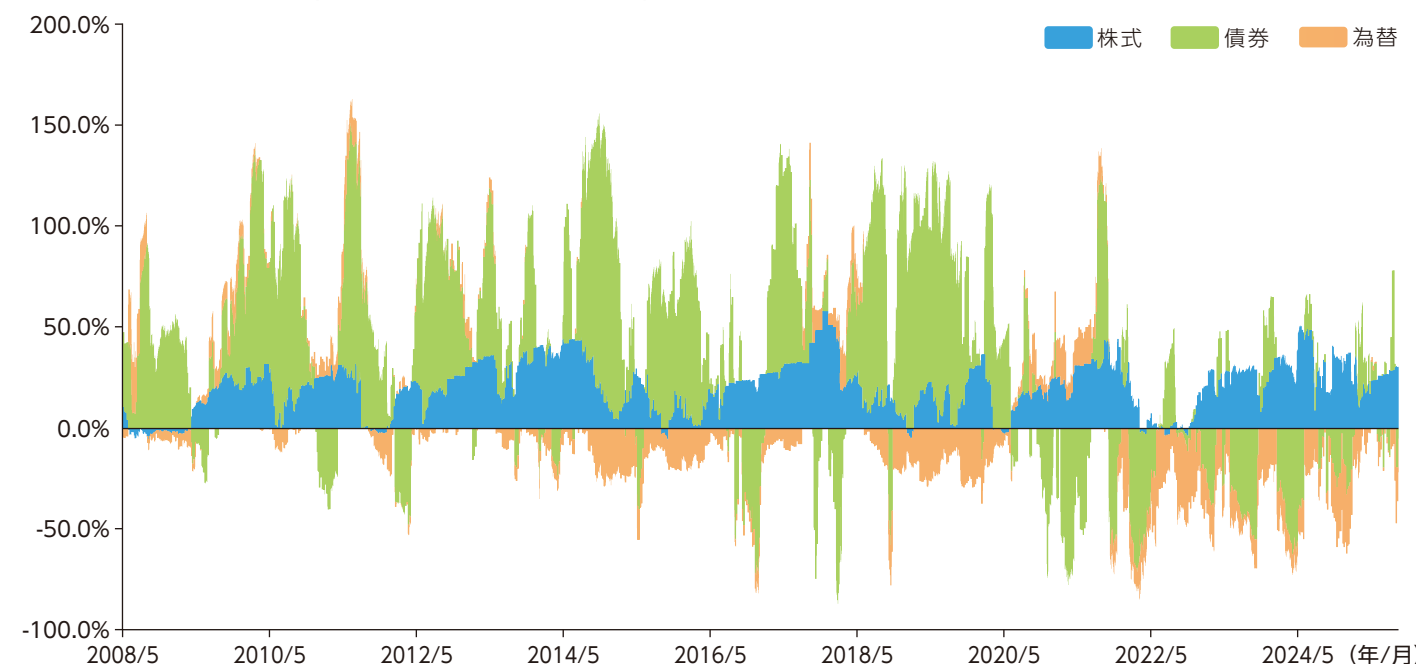


契約通貨：円

フィデリティSGM戦略指数I (日本円)



- 資産配分の推移 (リスク・コントロール後)



・ 期間：2008年5月8日～2025年11月28日

・ ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーからの参照指数等に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。

※ 上記シミュレーションの参照指数は戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コストを差し引いています。

複製コストについては、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することができません。

<参考>複製コストのシミュレーション結果：年0.63%～年1.20%の範囲、平均値は年0.91%（期間：2008年5月8日～2025年11月28日）

ご注意ください

- 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値であり、**実際の運用成果を表したものではありません。**また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

年金原資について

年金原資の計算方法

年金原資は、**基本年金原資**と**指数連動年金原資**の合計となります。

基本年金原資 = 基本保険金額 × **年金原資保証率**

指数連動年金原資 = 基本保険金額 × **最大上昇率** × **連動率**

年金原資保証率

コースによって設定が異なります。

死亡保障100%コース 100%以上となり、契約日に確定します。
契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定されます。
適用される年金原資保証率は、保険設計書等でご確認ください。

死亡保障 70%コース 100%となります。

最大上昇率

基準日*以後、年金支払開始日前日までの各日において、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合(上昇率)のうち、**最も大きい値**をいいます。

「最大上昇率」は、**0.01%単位で毎営業日判定**を行います。

(0.01%未満を切捨て、0未満の場合は0とします。)

<上昇率の計算方法>

$$\text{上昇率(\%)} = \frac{\text{各日の参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

[参照指数について](#) [詳しくはP7へ](#)

* 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。

連動率

コースによって設定が異なります。

死亡保障100%コース 契約通貨ごとに固定されています。

 米ドル	40%	 円	15%
--	-----	---	-----

死亡保障 70%コース 契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します(据置期間中に変更されることはありません)。
適用される連動率は、保険設計書等でご確認ください。

連動率について

連動率の設定について

- 「連動率」とは、指数連動年金原資を計算するための割合をいい、コースによって設定が異なります。

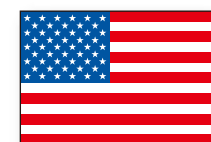
コース	連動率	
死亡保障100%コース	契約通貨：米ドル  40%	契約通貨：円  15%
死亡保障70%コース	契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します。	

死亡保障70%コースでの連動率に与える影響について

- 死亡保障70%コースにおける連動率は、契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定されます。
そのため、据置期間と被保険者の性別・年齢の契約条件が同じ場合、積立利率が高い契約ほど、連動率は高くなります。

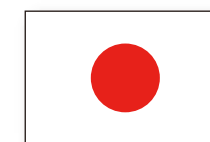
【ご参考】2025年11月24日～2025年12月7日に適用される積立利率(据置期間:10年)

積立利率：3.60%



契約通貨：米ドル

積立利率：1.28%



契約通貨：円

連動率

高



低

積立利率は米ドルの方が高いため、連動率も米ドルの方が高くなります。

据置期間満了を迎えるにあたって ご選択いただけるプラン

受取プラン

年金

年金で受取りたい方

確定年金



年金支払期間	5年・10年・15年・20年
年金支払開始年齢	3歳～90歳（被保険者年齢）

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただけます。

* 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金



年金支払開始年齢	50歳～90歳（被保険者年齢）
----------	-----------------

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。

被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただけます。

一括

年金原資を一括で受取りたい方

年金原資の一括でのお受取り

一括での受取

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただけます。

！ご注意ください

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

継続プラン

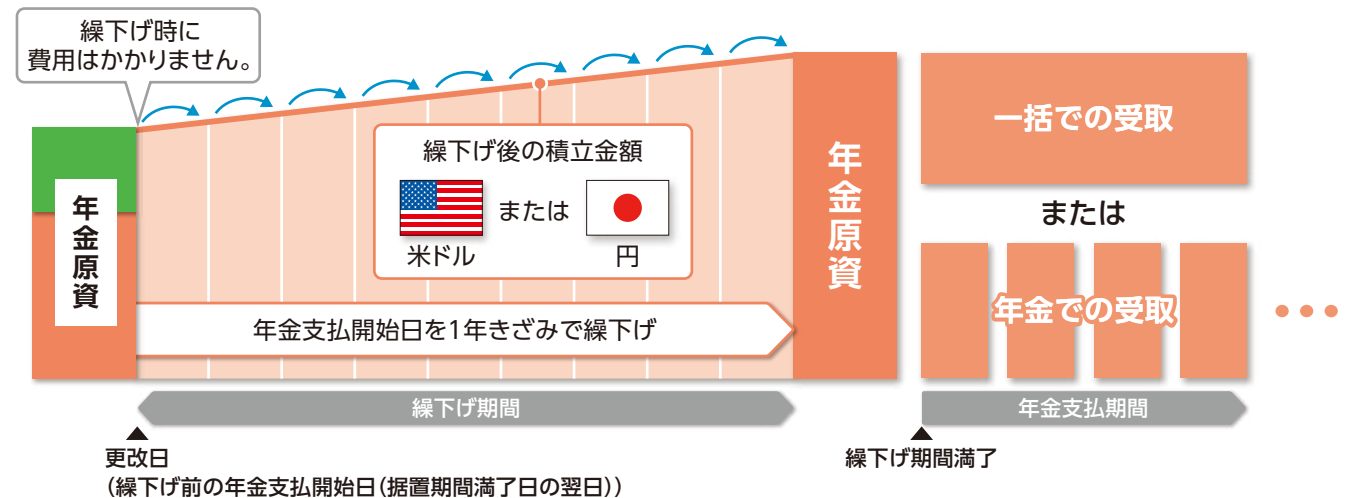
繰下げ

お受取りを待ちたい方

年金支払開始日を1年きざみで繰下げることができ、いつでも年金の受取りを開始できます。

- 年金支払開始年齢が90歳までとなります。
- 繰下げ時に、他の契約通貨に変更できます。
- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。
- 繰下げ期間中に解約する場合は、解約日の積立金額が解約払戻金となります。
- 積立金額は更改日（繰下げ前の年金支払開始日）における年金原資の額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した期間により計算します。

イメージ図



※上図は、年金支払開始日の繰下げをご理解いただくためのイメージ図です。
また、繰下げ開始後の利率が同じ利率であると仮定しています。



状況によって、
年金の受取りを遅らせる
こともできるんだね！

据置期間満了日に為替の
影響で円に替えたくないときにも
つかえるのね！



終身移行

終身保障を希望される方

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行できます。

- 移行する際、他の契約通貨に変更できます。
- 終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行できます。

その他のお取扱いについて

指定代理請求人

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を**年金の振込口座に指定することもできます。**

● 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

ご参考 ご家族登録サービス

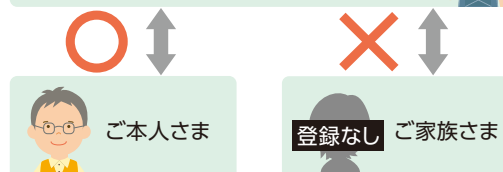
ご契約者さま等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえるサービスです。
ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容をご照会**いただけます。
ご登録は無料です。

戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**ご契約者さま1名につき1名のみ**ご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)



ご家族登録をされていない場合

ご本人さまからのご照会のみお答えします。



※お取扱い条件により本サービスをご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご家族登録をされていた場合

ご本人さまとご登録のご家族さまからのご照会にお答えします。



※ご登録されたご家族さまでも解約や名義変更などのお手続きを代行に行うことはできません。

後継年金受取人

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。
あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

● 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族
または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

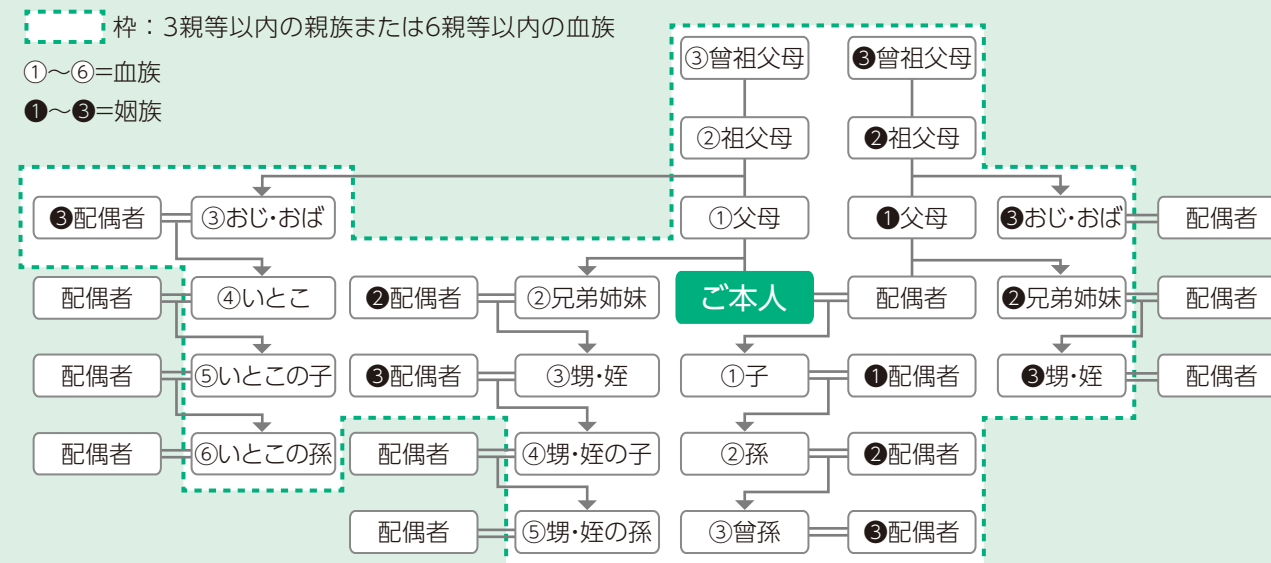
※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご参考

枠：3親等以内の親族または6親等以内の血族

①～⑥=血族

①～③=姻族



一部省略

ご契約および各種お取扱いについて

コース		死亡保障100%コース	死亡保障70%コース
契約通貨		米ドル／円	
据置期間		3年／5年／10年	
一時払保険料 (保険料の 払込方法は 一時払のみ)	最低	1万ドル(1ドル単位)または100万円(1万円単位) ※円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	20億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で 適用する為替レートでの円換算額) ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P26、P34をご覧ください。	
契約年齢 (契約日における被保険者の 満年齢)		【据置期間 3年】 0歳 ～ 87歳 【据置期間 5年】 0歳 ～ 85歳 【据置期間 10年】 0歳 ～ 80歳	50歳 ～ 74歳
年金種類・年金支払期間		【確定年金】 5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】 終身	
年金支払開始年齢		【据置期間 3年】 3歳*～ 90歳 【据置期間 5年】 5歳*～ 90歳 【据置期間 10年】 10歳*～ 90歳 * 年金総額保証付終身年金の場合は50歳となります。	【据置期間 3年】 53歳 ～ 90歳 【据置期間 5年】 55歳 ～ 90歳 【据置期間 10年】 60歳 ～ 90歳
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族 または配偶者	契約者と被保険者が同一の契約のみ 取扱います
年金受取人		契約者または被保険者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P41～42をご覧ください。	
増額・一部解約		お取扱いいたしません。	
付加できる主な特約		遺族年金支払特約、円入金特約、円支払特約、終身移行特約、 年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

※募集代理店によって、お取扱いしない据置期間・特約等があります。
※通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。

死亡保障について

据置期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。
また、死亡保障70%コースで被保険者が「所定の不慮の事故」または「所定の特定感染症」を理由として死亡された場合は、死亡保険金とあわせて災害死亡保険金をお支払いします。

コース	死亡保障100%コース	死亡保障70%コース
死亡保険金	基本保険金額と同額	基本保険金額に70%を乗じた額
災害死亡保険金	—	基本保険金額に30%を乗じた額

※「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

年金のお受取りについて

- お受取手続き：年金支払開始日の約3か月前に、ご契約者宛に年金支払請求に関するご案内を送付
- お振込み：年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお振込み

※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

諸費用、解約、税金について

諸費用について	解約について	税金について
P37～39	P27～28、P35	P47～48

積立利率・為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 年金原資保証率や連動率を設定する為に用いられる利率です。
- 指標金利** 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約時の市場調整額の計算に用いられる金利です。
- 為替レート** 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。
* 米ドル(USD):午前10時30分以降よりご案内しております。

三井住友海上
プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会 ● 住所変更 ● 生命保険料控除証明書の再発行 等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ

<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。



お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会 ● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-81-8107

(ハイ、パートナー)

【受付時間】

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとまらない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
据置期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者あてに郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。 また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、未永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまうと、どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、コース（死亡保障100%コースまたは死亡保障70%コース）、契約通貨（米ドルまたは円）、据置期間（3年、5年または10年）をご選択いただき、参照指数の上昇率を年金原資に反映するしくみの一時払いの生命保険商品です。

『みのり充実』の正式名称は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）です。この商品の「ご契約のしおり・約款」に記載の指数連動の型は、「I型」となります。

この保険は、為替相場の変動や、市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.39の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2 積立利率について

● 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。この積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて異なります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。

● 契約日に適用される積立利率は、据置期間中に変更されることはありません。

● 据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。

※ 詳細については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。

● **適用される積立利率は、年金原資保証率または連動率を算出するための利率となり、年金支払開始日における年金原資の額の、一時払保険料に対しての実質的な利回り（年複利）とは異なります。**

3 参照指数について

● 参照指数は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

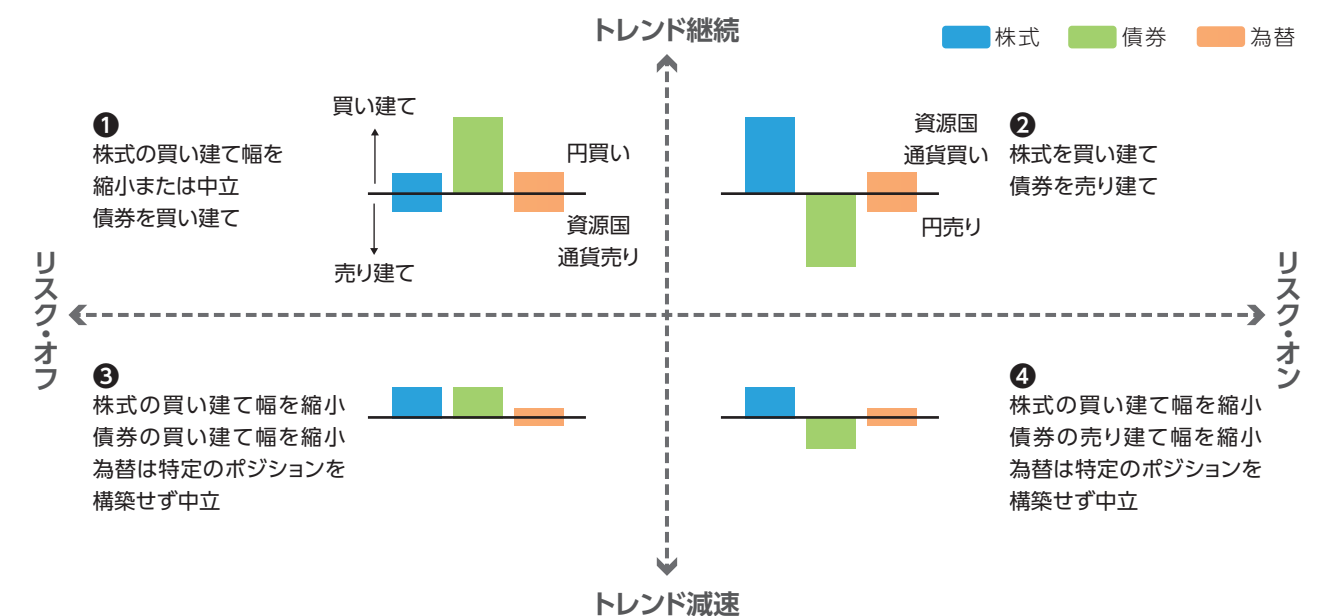
契約通貨	米ドル	円
参照指数	フィデリティ S GM戦略指数 I（米ドル）	フィデリティ S GM戦略指数 I（日本円）

※ S GMは、システムティック・グローバル・マクロの略です。

● 指数の内容について

参照指数は、世界株式・世界債券・為替の幅広い資産種類を投資対象とし、指数助言会社による各構成要素資産の配分比率の助言をベースとして、指数スポンサーが所定のルールに基づきリスク・コントロールを行った投資戦略の運用成果を示す指数です。

- ① 指数助言会社の特徴の異なる複数の定量モデルを活用し指数助言会社の裁量をもって、株式・債券・為替など、合計15の構成要素資産の配分比率を決定します。資産配分にあたっては、債券売り建ての活用等により市場の下落局面でも収益機会を追求する運用を目指します。
- ② 指数助言会社は市場の変化に対応するため、配分比率を決定する運用手法の見直しを適宜行います。
- ③ 決定された配分比率をもとに、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（指数スポンサー）が各構成要素資産のポジション（資産バスケット）を構築します。資産バスケットの価格変動リスクが均等になるように、日次で投資割合を増減させ、運用リターンの安定性を高めることを目指します。



※ 参照指数についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。



ご注意

参照指数が消滅する等の理由によって、三井住友海上プライマリー生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の1か月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 2つのコースの概要について

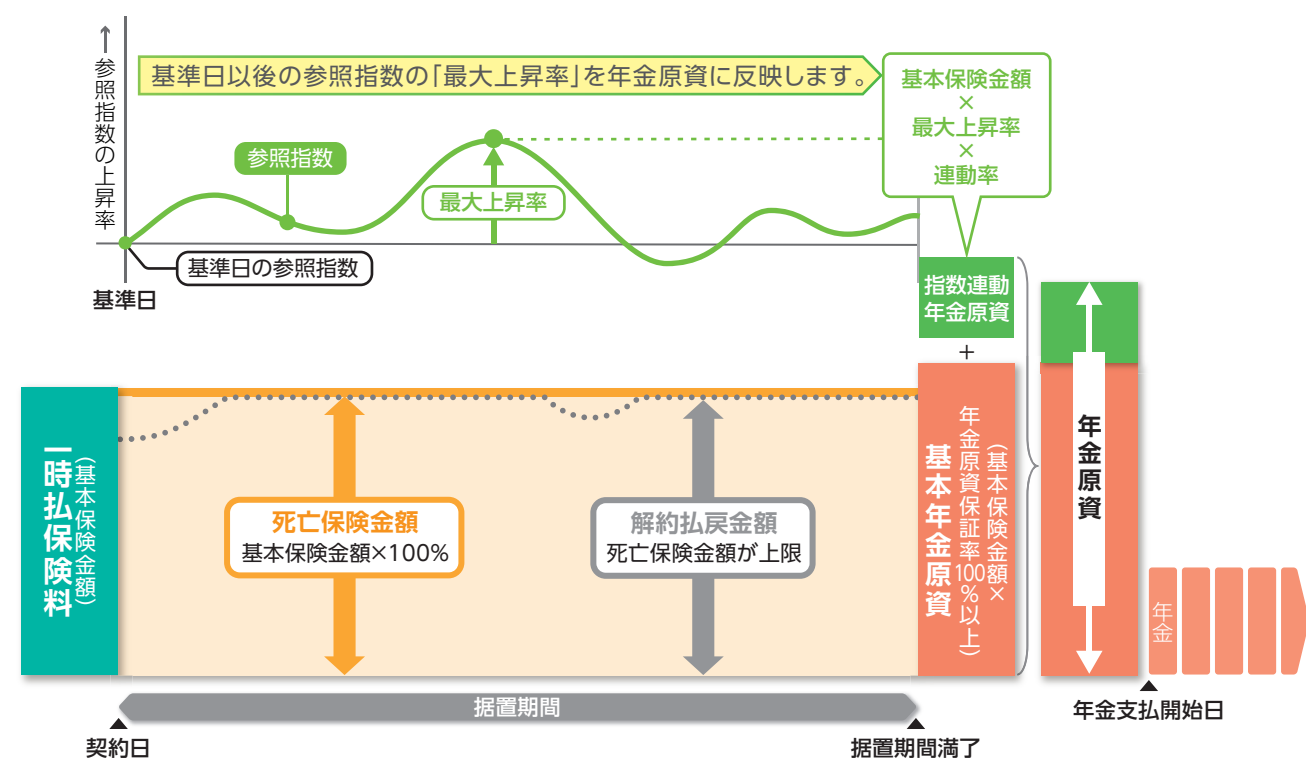
2つのコースの概要については、ご選択のコースの箇所をご参照ください。

死亡保障100%コース	死亡保障70%コース
P.21～P.28	P.29～P.35

死亡保障100%コース

このコースは、基本保険金額と同額の死亡保険金額を保証し、契約時に基本保険金額以上の基本年金原資が確定します。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

死亡保障100%コース

1. 年金原資について

将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。

● 基本年金原資

基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額となります。

年金原資保証率は、契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定し、その率は100%以上となります。

● 指数連動年金原資

年金原資のうち、参照指数の上昇率に基づいて算出される部分をいい次のとおり計算されます。

指数連動年金原資 = 基本保険金額 × 基準日＜＊＞以後の参照指数の最大上昇率 × 連動率

＜上昇率＞

$$\text{上昇率(\%)} = \frac{\text{各日の参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

※ 上昇率の計算では、0.01%未満を切捨て、0%未満の場合は、0%となります。

＜＊＞ 「保険契約の申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日のことをいいます。

＜連動率＞

米ドル：40%、円：15%となります。



ご注意

- ・ 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定し、年金原資の一部に充当されるため、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金のお支払いには加算されません。
- ・ 基準日以後、年金支払開始日までの間に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合は、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります。

2. 年金等について

年金の受取方法について

年金の受取り方法は以下のとおりです。なお、外貨建契約の場合、年金支払開始日の前日に支払通貨を円に変更することができます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

- ・ 年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊1＞としてお受取りいただけます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。

＜＊1＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

- ・ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただきます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。＜＊２＞

＜＊２＞ 受取保証部分の最後の年金のお支払い後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。

● 年金原資の一括でのお受取り

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただくことができます。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



- ・ 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金支払開始日を繰下げることにより、運用を継続することができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



- ・ 繰下げ時に適用される利率は、契約通貨等により異なります。
- ・ 繰下げ後は上昇率の判定を行いません。

終身保障への移行について

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行することができます。移行する際、他の契約通貨に変更することも可能です。

終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

3.保障の内容について

- 据置期間中の死亡保障は、以下のとおりです。

	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	基本保険金額×100%	死亡保険金受取人

- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。



免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

- 据置期間満了時に、終身移行特約を付加することで、年金支払開始日（終身保障への移行日）に、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行することができます。移行後に被保険者が死亡された場合の保障内容は、以下のとおりです。

死亡保険金	移行日から2年未満	終身保障移行額を基に移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお支払いします。
	移行日から2年以後	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお支払いします。

4.主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 終身移行特約

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日として、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。この特約は、年金支払開始日前にお送りする年金支払請求に関するご案内にてお申出いただくことができます。

● 年金移行特約(定額保険用)

終身移行特約を付加し、終身保障への移行後に付加することができます。ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5.ご契約のお取扱いについて

契約通貨			米ドル、円	
一時払 保険料	最低		1 万ドル (1 ドル単位) または 100 万円 (1 万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高		20 億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における 円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
据置期間			3 年、5 年、10 年	
契約年齢 (契約日におけ る被保険者の満 年齢)	据 置 期 間	3 年	0 歳～87 歳	
		5 年	0 歳～85 歳	
		10 年	0 歳～80 歳	
年金種類／年金支払期間			確定年金／5 年・10 年・15 年・20 年 年金総額保証付終身年金／終身	
年金支払 開始年齢	据 置 期 間	3 年	3 歳＜＊＞～90 歳	
		5 年	5 歳＜＊＞～90 歳	
		10 年	10 歳＜＊＞～90 歳	
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座 への送金となります。	
増額・一部解約			お取扱いいたしません	

＜＊＞ 年金総額保証付終身年金の場合は50歳となります。
※ 通貨・金利環境等により、お取扱範囲を変更する場合があります。
※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。
※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

6.解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置期間中の解約払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた額となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額＝①市場調整価格－②解約控除額

① 市場調整価格 ＝ (解約日の積立金額<*1>) - (市場調整額)

(市場調整額) = (解約日の積立金額<*1>) × $\left\{ 1 - \left[\frac{1 + j<*2>}{1 + j<*3>} \right]^{残存月数<*4> / 12} \right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

② 解約控除額 = 一時払保険料 × 所定の解約控除率<*5>

<*1> 積立金額は、一時払保険料に積立利率を適用して経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<*2> i は、適用中の積立利率の計算に用いた指標金利です。

<*3> j は、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

<*4> 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの月数です。(端数日は切り上げます。)

<*5> 解約控除率については、P.38～P.39をご参照ください。



解約払戻金額は上記の調整により、一時払保険料を下回る可能性があります。

ご注意

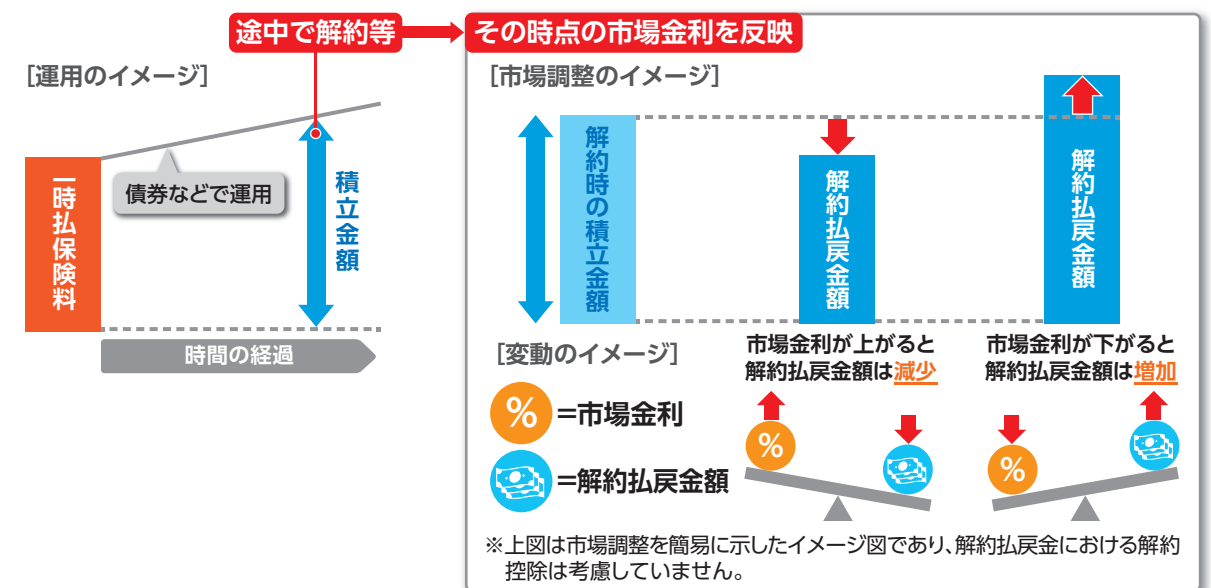
- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、解約日の積立金額<*6>となります。この金額は契約通貨建てで一時払保険料を下回りません。
- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、解約日の責任準備金額<*7>となります。この金額は契約通貨建てで一時払保険料を下回りません。

<*6> 年金支払開始日における年金原資に三井住友海上プライマリー生命が別途定める利率を適用し、計算する金額のことをいいます。

<*7> 終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数により計算します。

＜市場調整について＞

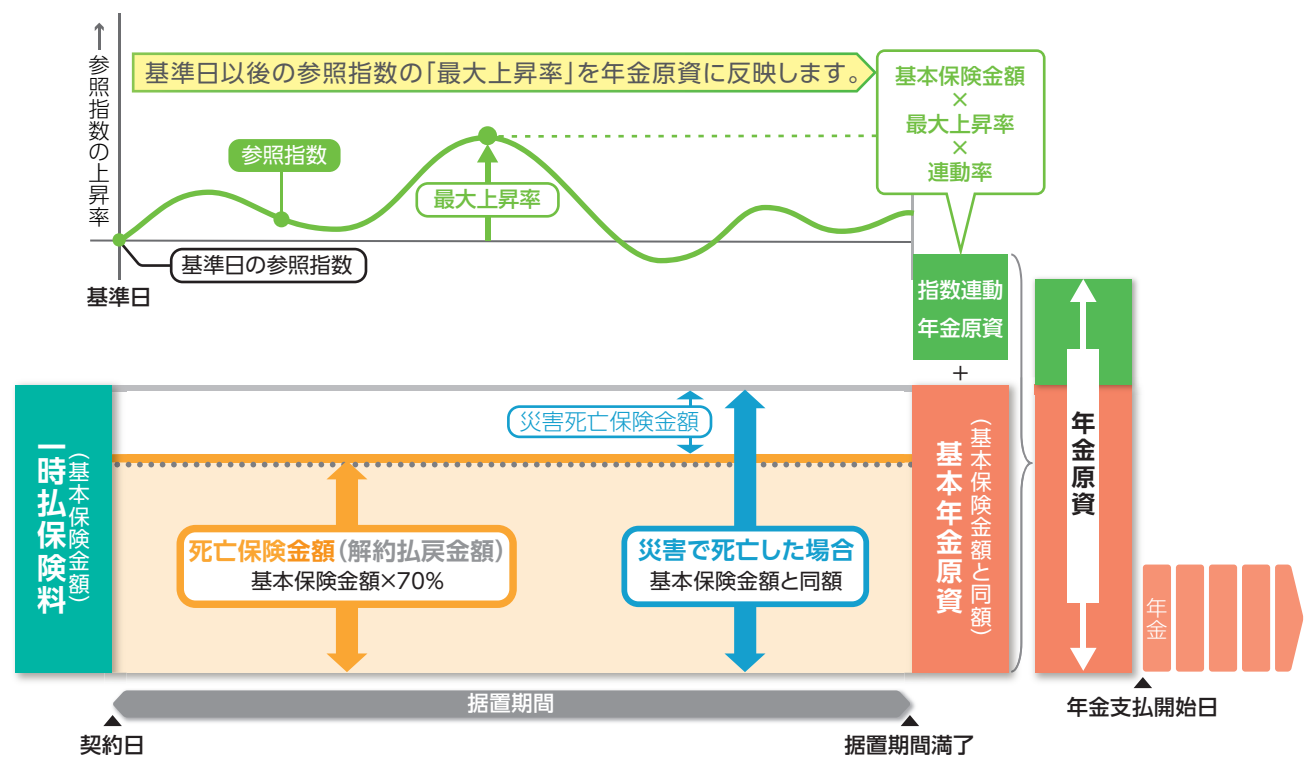
- この保険は、主に債券などで運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。このしくみを、「市場調整」といいます。



死亡保障70%コース

このコースは、死亡保険金額等を抑えることで、据置期間満了時に運用結果をより大きく反映します。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

死亡保障70% コース

1.年金原資について

将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。

● 基本年金原資

基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額となります。
年金原資保証率は100%となります。

● 指数連動年金原資

年金原資のうち、参照指数の上昇率に基づいて算出される部分をいい次のとおり計算されます。
指数連動年金原資＝基本保険金額×基準日＜＊＞以後の参照指数の最大上昇率×連動率

＜上昇率＞

$$\text{上昇率}(\%) = \frac{\text{各日の参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

※ 上昇率の計算では、0.01%未満を切捨て、0%未満の場合は、0%となります。

＜＊＞「保険契約の申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日のことをいいます。

＜連動率＞

契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します。



- ・ 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定し、年金原資の一部に充当されるため、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金のお支払いには加算されません。
- ・ 基準日以後、年金支払開始日までの間に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合は、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります。

2.年金等について

年金の受取方法について

年金の受取り方法は以下のとおりです。なお、外貨建契約の場合、年金支払開始日の前日に支払通貨を円に変更することができます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

- ・ 年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊1＞としてお受取りいただけます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。

＜＊1＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

- ・ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただきます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。＜＊２＞

＜＊２＞ 受取保証部分の最後の年金のお支払い後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。

● 年金原資の一括でのお受取り

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただくことができます。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



- ・ 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金支払開始日を繰下げることにより、運用を継続することができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



- ・ 繰下げ時に適用される利率は、契約通貨等により異なります。
- ・ 繰下げ後は上昇率の判定を行いません。

終身保障への移行について

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行することができます。移行する際、他の契約通貨に変更することも可能です。

終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

3.保障の内容について

- 据置期間中の死亡保障は、以下のとおりです。

災害により死亡された場合は、死亡保険金と災害死亡保険金を合わせてお支払いします。そのため、お支払いする金額は、基本保険金額と同額となります。

	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	基本保険金額×70%	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合 ① 被保険者が責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故＜＊＞を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ② 被保険者が責任開始日以後に発病した所定の特定感染症＜＊＞を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額×30%	

＜＊＞「不慮の事故」および「特定感染症」については、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金および災害死亡保険金のお支払いができません。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 死亡保険金は基本保険金額に70%を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。

- 据置期間満了時に、終身移行特約を付加することで、年金支払開始日（終身保障への移行日）に、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行することができます。移行後に被保険者が死亡された場合の保障内容は、以下のとおりです。

死亡保険金	移行日から2年未満	終身保障移行額を基に移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお支払いします。
	移行日から2年以後	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお支払いします。

4.主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお支払いいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 終身移行特約

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日として、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。この特約は、年金支払開始日前にお送りする年金支払請求に関するご案内にてお申出いただくことができます。

● 年金移行特約(定額保険用)

終身移行特約を付加し、終身保障への移行後に付加することができます。ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5.ご契約のお取扱いについて

契約通貨			米ドル、円	
一時払 保険料	最低		1 万ドル (1 ドル単位) または 100 万円 (1 万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高		20 億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における 円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
据置期間			3 年、5 年、10 年	
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)			50 歳～74 歳	
年金種類／年金支払期間			確定年金／5 年・10 年・15 年・20 年 年金総額保証付終身年金／終身	
年金支払 開始年齢	据 置 期 間	3 年	53 歳～90 歳	
		5 年	55 歳～90 歳	
		10 年	60 歳～90 歳	
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座 への送金となります。	
増額・一部解約			お取扱いいたしません	

※ 通貨・金利環境等により、お取扱範囲を変更する場合があります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

6.解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置期間中の解約払戻金額は、基本保険金額に70%を乗じた額となります。



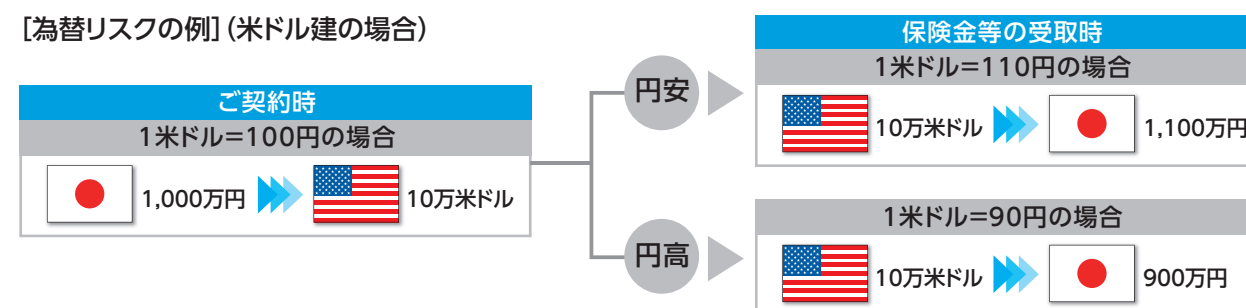
解約払戻金額は、基本保険金額に70%を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回りま
す。

- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、解約日の積立金額＜＊1＞となります。
＜＊1＞ 年金支払開始日における年金原資に三井住友海上プライマリー生命が別途定める利率を適用し、計算する金額のことをいいます。
- 終身保障への移行後の解約払戻金額は、解約日の責任準備金額＜＊2＞となります。
＜＊2＞ 終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数により計算します。

6 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

〔為替リスクの例〕(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.39の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

7 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

8 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- 据置期間中に適用される積立利率は、据置期間および契約通貨に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、据置期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

- 参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中も含まれます。）

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用 ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1% < * >	年金支払日に 責任準備金 から控除

< * > 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 死亡保障100%コースの解約時にご負担いただく費用

据置期間に応じて、契約日から解約日（移行日）までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率：外貨

据置期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3年	2.4%	1.6%	0.8%	—	—
5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%
10年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%

据置期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3年	—	—	—	—	—
5年	—	—	—	—	—
10年	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

■契約日からの経過年数ごとの解約控除率：円

据置期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—
5年	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%
10年	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%

据置期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3年	—	—	—	—	—
5年	—	—	—	—	—
10年	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%

※ 終身保障への移行後および年金支払開始日の繰下げの場合は、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

契約通貨が外貨で一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 死亡保障100%コースの市場リスクについて

据置期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約を付加く*として、保険料を円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、保険金等の受取人、被保険者の故意または重大な過失により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできません。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約払戻金について

死亡保障100%コース

解約払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた額となり、一時払保険料を下回る可能性があります。

死亡保障70%コース

解約払戻金額は、基本保険金額に70%を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。

詳細については、「契約概要」の各コースごとの「解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.39の「2. この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院
(4) 余命宣告を受けた場合
(5) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) および医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 死亡保障70%コースの据置期間中の死亡保障と解約払戻金について

据置期間中の死亡保険金と解約払戻金は、基本保険金額に対して70%を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。

ご契約に際しては、こうした商品のしくみをご理解の上、コースをご選択ください。

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※ 据置期間が5年以内の契約において年金原資の一括支払をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、一括支払・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20％源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税
年金総額保証付終身年金		

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20％源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数にかかわらず贈与税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊2＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊3＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。また、本項目に掲載の税金のお取扱いは、契約者が個人を想定したもので、法人は想定しておりません。
個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

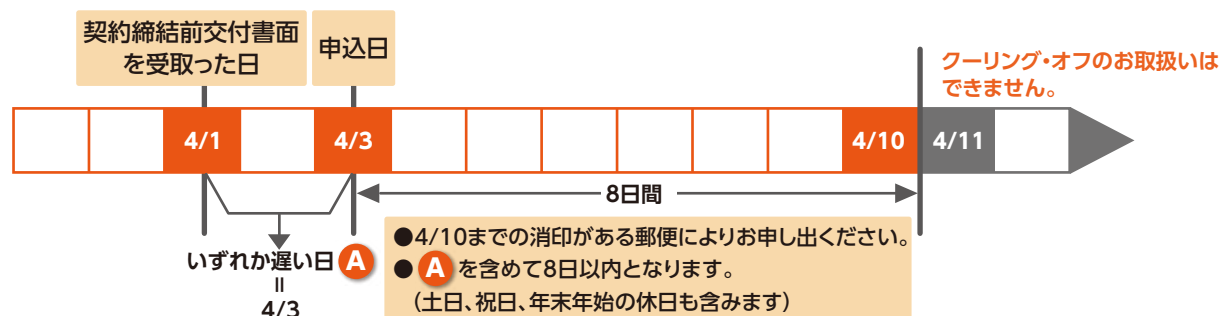


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を
交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、
書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除を
することができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P41～42にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「据置期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで
生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P37～39にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座
が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに
時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、
あらかじめご了承ください。



為替リスクの影響により、 損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、
為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P39にてご確認ください。

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）



円安

円高

保険金等の受取時	
1米ドル=110円の場合	
10万米ドル	1,100万円
1米ドル=90円の場合	
10万米ドル	900万円



為替リスクとは...

2分でわかる!

解説動画を配信中

最後に、ご確認ください

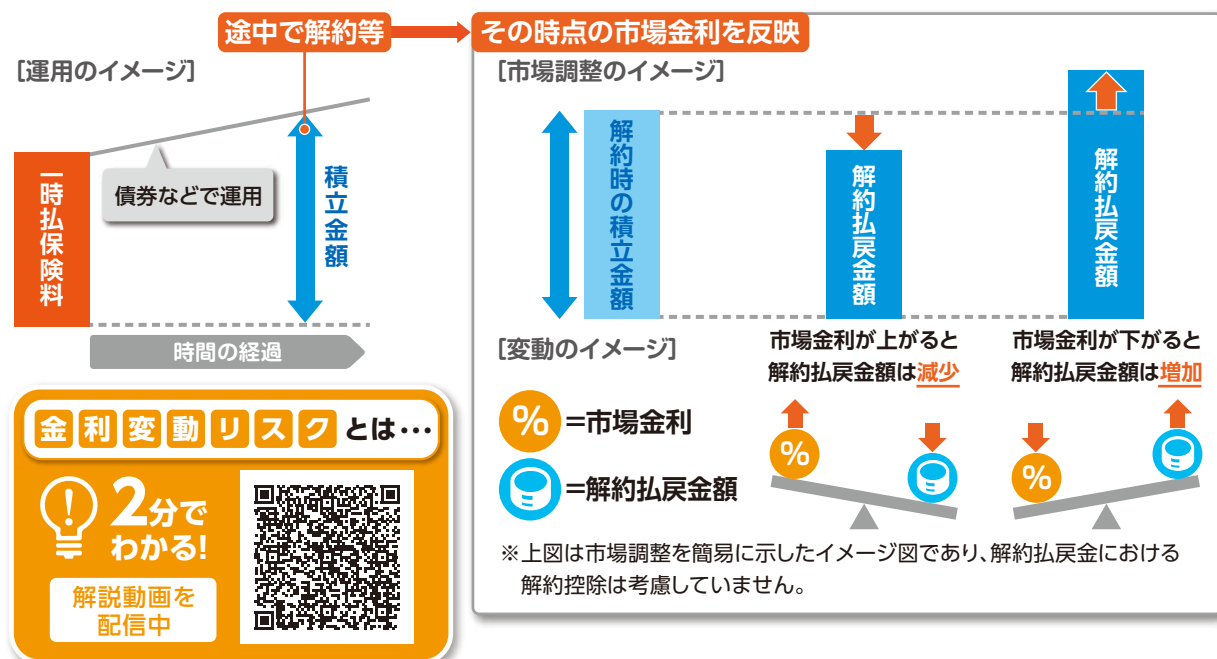


死亡保障100%コースの解約払戻金は、
市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に債券で運用しています。

死亡保障100%コースでは、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P27～28にてご確認ください。



指数連動年金原資は、年金支払開始日に
確定します。

この商品の**指数連動年金原資**は、年金支払開始日に確定するため、

据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。



指数連動年金原資は、運用実績によって
ゼロとなる場合もあります。

この商品の**指数連動年金原資**は、参照指数が基準日の値より上昇した場合に**年金原資**に反映するしくみのため、参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合は、**指数連動年金原資**はゼロとなります。



死亡保障70%コースの死亡保険金および
解約払戻金は、一時払保険料を下回ります。

死亡保障70%コースでは、据置期間中の死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に70%を乗じた額となるため、死亡保険金および解約払戻金は、一時払保険料を下回ります。